

釧路方面帯広警察署告示第20号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年3月6日

北海道釧路方面帯広警察署長 工 藤 博 光

1 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び数量
帯広警察署庁舎空調設備保守点検業務 一式

(2) 契約の目的の仕様等
業務処理要領による。

(3) 契約期間
契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所
帯広市西1条北1丁目1番地 帯広警察署庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

令和6年北海道警察釧路方面本部告示第35号に規定する帯広警察署庁舎空調設備保守点検業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

帯広市西1条北1丁目1番地 帯広警察署会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 帯広市西1条北1丁目1番地 帯広警察署3階大会議室

(2) 入札日時 令和6年4月4日 午後1時30分（送付による場合は、同月3日午後5時00分までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 郵便等による入札の可否

認める。

8 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要とした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書作成の要否

この契約は契約書の作成を要する。

11 業務処理要領の交付に関する事項

業務処理要領（図面等を含む）は、入札の用に供する場合に限り、次により交付及び閲覧を行うことができるものとする。

- (1) 交付及び閲覧期間 令和6年3月6日から令和6年4月3日まで（北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条に規定する北海道の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 交付及び閲覧場所 帯広市西1条北1丁目1番地 帯広警察署会計課
- (3) 郵送による交付 郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、帯広警察署会計課に申し込むこと。

12 その他

(1) 無効入札

開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 帯広警察署会計課

イ 所在地 帯広市西1条北1丁目1番地

ウ 電話番号 0155-25-0110 内線231

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(14) その他

ア この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

イ 業務処理要領（図面等を含む）の複写は厳禁とする。

ウ 業務処理要領（図面等を含む）については、入札執行時に回収するので必ず持参すること。

なお、入札に参加しない者及び郵便等による入札を行う者で業務処理要領の交付を受けている者は、持参又は郵便等により確実に返却すること。